

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名		
交通局	営業本部	総務部	総務課、広報広聴課、情報システム課、人事課、労務課
		安全監理部	安全監理課、人材育成課
		企画財務部	経営企画課、財務課、会計課、技術管理課
		営業統括部	乗客誘致推進課、営業課、資産活用課
		電車部	運輸課、駅務課、電車運転課、駅務区（東山線、名城線南部）、運転区（名城線）
		自動車部	管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、営業所（如意、鳴尾）
	技術本部	施設部	施設計画課、工務課、営繕課、設備課
		車両電気部	電車車両課、電気課、工場（藤が丘、日進）

第3 監査の着眼点

- 1 安定した運営基盤の確立等に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- 2 市バスの運行業務等は適切に管理運営されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

- 1 実施時期
令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで
- 2 実施方法
今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理して

いる事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 行政財産の目的外使用許可等について（財産管理事務）

地方自治法によると、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるかとされている。また、交通局では、名古屋市交通局会計規程により、資産の管理について必要な手続を定めている。

鳴尾営業所では、建物の一部を名古屋交通労働組合に対して組合事務所として使用許可している。

鳴尾営業所の行政財産の管理状況について調査したところ、名古屋交通労働組合所有のコピー機等が、許可範囲外の会議室に保管されていた。

鳴尾営業所においては、名古屋市交通局会計規程等に従い、行政財産を適正に管理されたい。 (鳴尾営業所)

なお、鳴尾営業所においては、コピー機等の撤去が行われ、必要な措置が講じられた。

(2) 消防計画の更新等について（行政運営事務）

消防法（昭和23年法律第 186号）及び消防法施行令（以下「消防法等」とい

う。)によると、駅や複合ビル等の防火管理者は、消防計画の作成や消防計画に基づいた消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行わなければならないとされている。東山線駅務区（名古屋駅）の消防計画では、災害用の備蓄品や救助・救出用資機材等の非常用物品等を確保し、定期的に点検整備を行うと定めている。

また、消防法等によると、複合ビル等で建物全体の管理を統括する防火管理者が定められている場合、各防火管理者の作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する消防計画に適合させなければならないとされている。そのため、名城線運転区（金山）については、複合ビルである「ループ金山」全体の消防計画に適合させなければならない。

東山線駅務区（名古屋駅）及び名城線運転区（金山）の消防計画並びに防火管理上必要な業務の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 一部の非常用物品等について消防計画の定めが実態と一致していなかった。

また、非常用物品等の点検整備が未実施であった。（東山線駅務区）

イ 消防計画が建物全体の消防計画に一部適合していなかった。

（名城線運転区）

消防計画は、常に防火管理業務の適正を期するため、その事業所の実態に適合したものに改正したうえで運用していかなければならないものである。

東山線駅務区及び名城線運転区においては、消防計画の見直しを行ったうえで、防火管理業務を適切に行われたい。

また、複数の所属において防火管理に係る不備が見受けられたことから、総務課においては、防火管理の状況について局内総点検を実施するとともに、定期点検の方策についても検討されたい。（総務課）

(3) 委託営業所に係る業務の監督について（行政運営事務）

交通局では、港明営業所の管轄路線の運転業務、運行管理業務、営業所管理、施設管理等の業務を委託している。

委託契約書によると、受託者は、消防法の定めに従い、防火管理者を選任し、消防計画の作成及び変更や消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行わせ

ることとされている。

このほか、情報の適正な保護及び管理のため、受託者は、交通局に準拠した情報の取扱いに関するマニュアルを作成することとされ、そのマニュアルでは、機密文書が含まれる廃棄文書を専用箱に集積して梱包し、梱包した日と箱数を記録した後、営業所倉庫内において、施錠のうえ管理することとされている。

また、契約書には、受託者は事前の書面による委託者の承認を得ずに、本件業務を第三者に再委託してはならないと定められている。

港明営業所に係る業務委託の履行状況等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 防火管理業務に不備があるもの

(ア) 防火管理者が人事異動に伴い不在となって以降、防火管理者及び消防計画がそれぞれ変更されていなかった。

(イ) 消防訓練を実施していなかった。

イ 情報管理業務に不備があるもの

(ア) 受託者が作成した情報の取扱いに関するマニュアルにおいて、営業所の名称の記載が一部誤っていた。

(イ) 機密文書が含まれる廃棄文書について、梱包した日と箱数の記録が行われていなかった。

ウ 業務再委託の手續に不備があるもの

清掃及びバス広告着脱作業業務の再委託の承認について、書面での手續が行われていなかった。

管理課においては、契約書に定められた委託業務の不適切な履行により、交通局の信頼が損なわれないように、防火管理上必要な業務の実施や適正な情報管理、書面による業務再委託の承認手續など契約で定める事項が適切に行われるよう監督し、受託者を指導されたい。(管理課)

なお、管理課においては、受託者による防火管理者等の変更や情報管理に関するマニュアル等の修正が完了したことを確認するとともに、書面による業務再委託の承認手續が行われた。また、受託者へ契約で定める事項を適切に行うよう指導がなされ、必要な措置が講じられた。

第6 意見

安定した運営基盤の確立に向けた取組について

本市のバス・地下鉄事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、その感染拡大以前に比べて乗車人員が大幅に減少し、令和 2年度、3年度と 2年連続して経常収支が赤字となった。令和 4年度上半期の利用状況についても、前年度の同時期に比べて利用人員の回復は見られるものの、感染拡大以前の令和元年度に比べると 2割程度の減少となっている。

令和 3年度から実施されている市バス・地下鉄の利用実態調査の結果によると、乗車人員は、当分の間、コロナ前の水準に戻るのには難しいと見込まれている。

こうした状況の中、交通局では、令和 4年 9月に利用動向の変化に対応して地下鉄東山線のダイヤを見直すなど経費節減に取り組むとともに、経営基盤の強化を図るため、資産の有効活用に取り組んでいる。令和 3年度は、A I ^(注) を活用したデジタルサイネージ広告の試行に着手したほか、令和 4年度は、地下鉄東山線の車内デジタルサイネージ広告の設置に着手するなど、収入確保のための新たな取組がなされている。

一方、名城工場跡地の貸付による有効活用については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借受予定者の事業化が遅れており、当初計画から 1年以上経過している状況となっていた。

交通局においては、エネルギー価格の高騰など厳しい経営環境にあるが、将来にわたって誰もが安心して利用できる市バス・地下鉄を目指して、引き続き安全・安心の推進等に取り組むためにも、安定した運営基盤の確立が必要である。乗客誘致施策の推進や資産の有効活用の促進などにより、収入の確保を図り、一層の収支改善に努められたい。

(注) Artificial Intelligence の略称。人間の知的な判断をコンピューターが行う技術で、大量のデータから規則性などを学習し、予測や判定を行う。